

9 年次有給休暇を与えてください

- 派遣元は、派遣労働者に法定の年次有給休暇を与えなければなりません。
- 派遣労働者から請求された時季に年次有給休暇を与えることが派遣元の事業の正常な運営を妨げる場合には、派遣元は他の時季にこれを与えることができますが、派遣先の事情は、直ちには派遣元がこの時季変更権を行使する理由にはなりません。
- 派遣元は、代替労働者を派遣する、派遣先と業務量の調整を行う等により、派遣先の事情によって派遣労働者の年次有給休暇の取得が抑制されることのないようにしてください。

＜年次有給休暇について＞

- 有期労働契約を繰り返し更新している場合でも、雇入日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した派遣労働者に対しては、年次有給休暇を与えなければなりません。
- 雇入日から起算した継続勤務期間ごとの年次有給休暇の日数は次のとおりです。

週所定 労働期間	週所定 労働日数	1年間の所定 労働日数 ※	6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月 以上
30時間以上									
			10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
30時間未満	5日以上	217日以上							
	4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
	3日	121日～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
	2日	73日～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
	1日	48日～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

※週以外の期間によって労働日数が定められている場合

10 就業規則等を作成し、周知してください

- 派遣労働者とそれ以外の労働者を合わせて常時10人以上の労働者を使用する派遣元は、派遣労働者にも適用される就業規則を作成する必要があります。

- 派遣労働者・内勤労働者に共通の就業規則を作成する方法
 - 派遣労働者専用の就業規則と内勤労働者用の就業規則をそれぞれ作成する方法
- の、いずれでも差し支えありません。

- 就業規則や賃金控除協定、36協定などの労使協定の内容等は、労働者に周知しなければなりません。
- 周知は、下記①～③のいずれかの方法で行う必要があります。

- 作業場の見やすい場所への掲示・備付け
- 書面の交付
- 電子データで記録し、作業場にその内容を確認できるパソコン等を設置



- ただし、①や③については原則として派遣先の作業場で行うこととなるため、これができない場合には②の書面の交付により周知する必要があります。

11 やむを得ない事由がなければ、契約期間途中の解雇はできません

- ・ 解雇について、労働契約法の規定を守らなければなりません。

＜期間の定めのない労働契約の場合＞

労働契約法の規定により、権利の濫用に当たる解雇は無効となります。

＜有期労働契約の場合＞

派遣労働者と有期労働契約を締結している場合には、やむを得ない事由がある場合でなければ、契約期間中に解雇することはできません。期間の定めのない労働契約の場合よりも、解雇の有効性は厳しく判断されます。

労働者派遣契約が中途解除された場合には

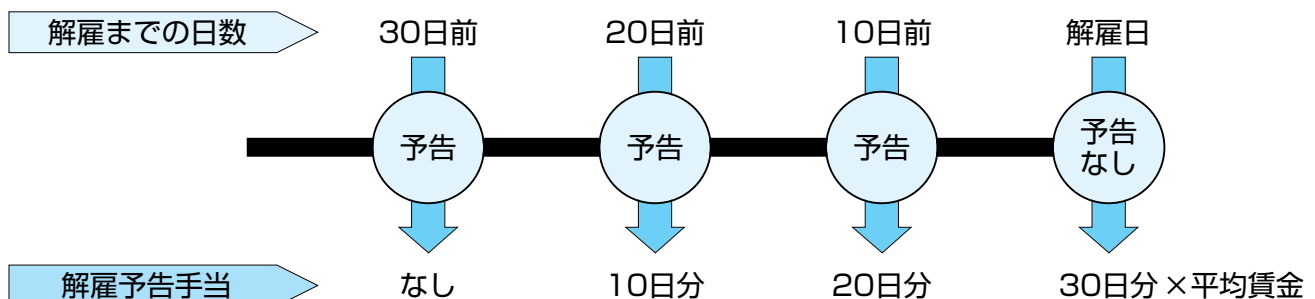
- ・ 労働者派遣契約が中途解除された場合でも、そのことが直ちに派遣労働者を解雇する「やむを得ない事由」に該当するものではありません。
- ・ 派遣先指針において、休業手当の支払等、労働者派遣契約の解除に伴い生じた派遣元の損害の賠償を派遣先が行わなければならない旨定められていること等を踏まえ、派遣元は、新たな就業機会の確保ができない場合でも、休業等を行い解雇は避けるようにしてください。
- ・ 次の派遣元指針の内容にも留意してください。

＜派遣元が講ずべき措置＞

- ① 派遣元は、労働者派遣契約の中途解除に当たって、新たな就業機会の確保ができない場合は、まず休業等を行い、派遣労働者の雇用の維持を図るようにすること
- ② やむを得ない事由により①ができない場合に、派遣労働者を解雇しようとするときでも、労働契約法の規定を遵守することはもとより、解雇予告・解雇予告手当の支払等、労働基準法等に基づく責任を果たすこと

(派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針)

- ・ 派遣労働者をやむを得ず解雇する場合には、少なくとも30日前までの予告が必要です。予告を行わない場合には解雇までの日数に応じ下図のような解雇予告手当を支払う必要があります。



- ・ 派遣労働者から請求があった場合には、解雇の理由等について、証明書を交付する必要があります。

12 雇止めにもルールがあります

- ・ 有期労働契約※を更新しない場合には、少なくとも30日前までの予告が必要です。
(有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準)
- ※3回以上更新されているか、1年を超えて継続して雇用されている労働者に限り、あらかじめ更新しない旨明示されているものを除きます。
- ・ また、裁判例によれば、反復更新の実態等の状況に照らし、解雇に関する法理の類推適用等により雇止めが認められない場合があります。

派遣先が実施すべき重点事項

派遣先は、自らが派遣労働者に指揮命令を行うという派遣労働の実態から、労働基準法上の労働時間、休日、休憩等に係る責任を派遣先が負うことを踏まえ、派遣労働者の労働条件の確保を図る必要があります。

1 労働時間を適正に把握してください

- ・ 派遣先は、派遣労働者の労働時間を適正に把握しなければなりません。

＜労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準＞

- ・ 使用者は、労働時間を適正に管理するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること
- ・ 始業・終業時刻の確認・記録に当たっては、原則として、
 - ① 使用者が、自ら現認して、
 - ② タイムカード等の客観的な記録を基礎として、
 確認・記録すること
- ・ 自己申告制により始業・終業時刻の確認・記録を行わざるを得ない場合には、
 - ① 適正な自己申告等について労働者に十分説明する、
 - ② 自己申告により把握した労働時間と実際の労働時間とが合致しているか必要に応じて実態調査を実施する、
 等の措置を講じること 等



2 時間外労働・休日労働には、派遣元での36協定が必要です

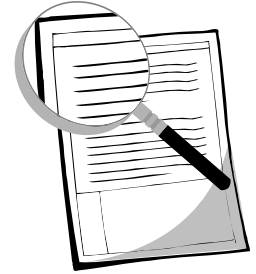
- ・ 派遣先が、派遣労働者に時間外労働・休日労働を行わせる場合には、派遣元の事業場で締結・届出された36協定が必要です。この36協定の範囲を超えて時間外労働等を行わせた場合、派遣先が労働基準法違反になります。
- ・ このため、派遣先は、派遣元での36協定の内容等を把握し、時間外労働等を行わせる場合には、その範囲内にとどめる必要があります。

派遣元・派遣先の連携

派遣元と派遣先が、それぞれの責任区分に応じた派遣労働者の労働条件の確保を円滑に図るためには、両者の適切な連絡調整が重要です。

1 労働者派遣契約の内容は適正ですか

- 派遣元と派遣先は、労働者派遣契約に従って派遣労働者を労働させた場合に労働基準法違反等が生じないように、派遣契約の内容を相互に十分に確認してください。
- 派遣先・派遣元指針において、休業手当の支払等、労働者派遣契約の中途解除に伴い生じた派遣元の損害の賠償を派遣先が行うよう、派遣契約に定めることとされていることにも、留意してください。



労働者派遣法では、労働者派遣契約に従って派遣労働者を労働させたときに派遣先が労働基準関係法令に違反することになる場合には、派遣元に対して当該労働者派遣を禁止しています。

2 労働時間についての連絡体制を確立しましょう

- 労働時間の枠組みと実績に関する連絡体制を確立してください。

＜労働時間の枠組みについて＞

派遣先は派遣元での36協定の内容等について情報提供を求め、派遣元は情報提供を行いましょう。

＜実際の労働時間について＞

派遣元は割増賃金等の計算に当たり労働時間について派遣先に情報提供を求め、派遣先は適正に把握した労働時間を正確に通知しましょう。

労働者派遣法では、派遣先は派遣先管理台帳に派遣就業日ごとの始業・終業時刻等を記載し、これを派遣元に通知しなければならないとしています。

また、派遣先指針では、派遣先は派遣元との労働時間に係る連絡体制を確立することとされています。

3 年休の取得についての協力体制を整えましょう

- 派遣元と派遣先は、派遣労働者が年次有給休暇の取得を請求した場合の手続等をあらかじめ定め、派遣元が派遣労働者に年次有給休暇を与えるため、代替労働者の派遣、派遣先における業務量の調整等の対応を取ることができる体制を確立することが望ましいものです。
- 派遣先はその調整等に協力し、派遣元が適切に年次有給休暇を与えることができるよう配慮してください。